

電子マニフェスト（移動報告）制度の概要 ～自動車リサイクル法において規定されている内容～

1. 制度の意義

- 現時点においても、使用済自動車のうち産業廃棄物であるものについては廃棄物処理法における管理票制度の対象となっており、その他の使用済自動車についても自主的取組みとして自動車管理票制度が存在するところであるが、当該制度は主として紙媒体の制度。
- 新たな自動車リサイクルシステムにおいても同様に紙媒体の管理票制度を導入した場合、膨大な紙管理票が多岐に渡る関連事業者等間を送付・回付し保存されることとなり、その管理は実務上困難かつ多額のコストを要することが予想される。
- このため、自動車リサイクル法においては、登録・許可を得ている各関連事業者が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間内にその旨を指定法人「情報管理センター」に原則パソコンによる電子情報にて報告をし、情報管理センターがマニフェスト情報を一元管理（情報の集約・保存・行政機関への報告・関係事業者による閲覧への対応等）する制度を採用することとした。各関連事業者等が使用する共通システムを新たに構築することとする。
- これにより自動車リサイクル法の本格施行時からは、電子マニフェスト制度がカバーする範囲については、既存の廃棄物処理法の産業廃棄物管理票の制度の適用はなくなり、また、自主的取組みである使用済自動車管理票制度については廃止することとなる。

電子マニフェスト（移動報告）制度の主たる機能は、以下の通り。

- ①使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保（不法投棄等の防止）
- ②リサイクル料金等の支払いのエビデンス
- ③関連制度への情報提供
- ④使用済自動車に関する統計情報の整備

- ①使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保（不法投棄等の防止）
 - ・自動車リサイクル法においては、使用済自動車等の不法投棄等を防止し確実なリサイクルを図るため、引取業者・フロン類回収業者を登録制、解体業者・破碎業者を許可制とし、当該関連事業者に対し使用済自動車等の引取・引渡義務が課せられているところ。
 - ・かかる制度に実効性を持たせるため、使用済自動車1台ごとにつき、その引取・引渡の実施状況を情報管理センターが常時把握し管理することとする。
- ②リサイクル料金等の支払いのエビデンス
 - ・自動車製造業者等は、フロン類・エアバッグ類・自動車破碎残さ（ASR）を引き取った際資金管理法人に対し、当該3品目のリサイクル料金の払渡しを請求することが可能となるが、その際自動車製造業者等が確実に引き取ったことのエビデンスとして電子マニフェスト情報を活用することとする。
 - ・フロン類回収業者・解体業者がフロン類回収料金・指定回収料金（エアバッ

グ類に関するもの)の支払いを自動車メーカー等に請求する場合も同様。

③ 関連制度への情報提供

- ・自動車リサイクル法において、最終所有者に使用済自動車を引取業者に引き渡すインセンティブを付与すべく自動車重量税の還付措置を創設したところ。解体の事実の確認及び還付額の計算にあたって電子マニフェスト情報を活用することを想定。
- ・また、改正道路運送車両法においても永久抹消登録又は一時抹消登録後の解体届出等の要件として、解体の事実を電子マニフェスト情報により確認することが想定されているところ。

④ 使用済自動車に関する統計情報の整備

- ・情報管理センターは、毎事業年度毎にファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車等の引取り・引渡しの状況を国に報告することとなっているところ。また、フロン類の再利用情報等についても情報管理センターが一定期間毎にフロン類回収業者から定期報告を受けることとなっている。

2. 電子マニフェスト（移動報告）制度の概要

① 電子マニフェスト（移動報告）の起点

- ・引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車についてリサイクル料金が資金管理人に預託されているかどうかを確認し、預託がなされている場合には正当事由がない限り当該使用済自動車を引取り、当該引取の報告を行うことで電子マニフェストをスタートする。

② 引取・引渡報告

- ・各関連事業者等が使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車（廃車ガラ）、フロン類、エアバッグ類、ASR）の引取り・引渡しを行った際、一定期間内に引渡元・引渡先の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車台番号その他の情報を情報管理センターに報告する。

③ 確認通知・遅延報告

- ・関連事業者からの引取・引渡報告が一定期間内に行われなかった場合、情報管理センターから最後の報告を行った業者にその旨通知を行って状況確認を求め（確認通知）、さらに一定期間経っても引取・引渡報告がなされない場合、その旨を登録・許可権者である都道府県知事（又は保健所設置市長）に情報管理センターが報告する（遅延報告）。
- ・都道府県知事（又は保健所設置市長）は、この遅延報告をもとに関連事業者に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告・命令等を行うことができる制度となっている。

④ 閲覧

- ・関連事業者等は自らが取り扱った使用済自動車等の電子マニフェスト情報の閲覧が可能（閲覧可能な具体的内容については、個人・企業情報保護の観点及びシステム上の負荷等を踏まえることが必要）。使用済自動車を引取業者に引き渡した最終所有者も引取業者に照会することなどにより、当該使用済自動車の状況を確認することが可能となっている。